別紙第3号書式 表面 (平17財令22・全改、平18財令30・平19財令57・平21財令73・平22財令46・令2財令73・一部改正)

		(裏面の注意事項をよく読んでください。)
,	(日者又四日 / 序生分侧,自分侧,奉毕/历女	天 名
,		年 月 日
		上記の金額を受領しました。
		受 領 詎
		支払店 [「 銀行 店」又は「 郵便局」]
兼)		合計支払額 円
		労災援護給付金 円
	住所	労災就学等 接護費 円
	() 在有面	労災保険年金 円
	在 44 45 5世)	年金証書の番号
		支払開始日 年月日
		とおり支払います。
		あなたの年金・労災就学等援護費・労災援護給付金は下記の
		労 災保險年金等送金通知書

S ယ 0 ろのが拍極したへがおこ。 届び出てへがおい。 店から支払を受けることができます。この場合、届け出てからご希望の支払店から支払 払店に差し出してください。 を受けるまでに20日程度かかります。 この通知書を持参のうえ、最寄りの労働基準監督署に届け出てください。ご希望の支払 たは大包に保管したへださい。 は、通常の場合、国は貴殿に対しお支払できないことになりますので、支払を受けるま 表面の支払開始日から1年を過ぎると、 この通知書を亡失したときは、直ちに、表面の支払店に支払の停止を請求してくださ 支払を受けるときは、表面の「受領証」欄に氏名を書き、年金証書と一緒に表面の支 この場合、支払がまだなされていないときは、表面の支払店を経由して下記連絡先に なお、住所の変更などにより表面の支払店から支払を受けることが困難な場合には、 この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたとき この通知書を拾われた方は、最寄りの労働基準監督署まで届け出てください。 厚生労働省労働基準局労災補償部労災保險業務課 (所在地) (電話番号) 光 この通知書による支払店での支払はできませ の者に委任します。 氏谷 在所 (承路班) 氏谷 (代期人) 表記の金額を受け取ることを下記 椺 衎 蠡

- 備考 1 用紙の大きさは、はがきの大きさとする。
- 12 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号) に基づく年金たる特別遺族年金の送金に係る通知をす

る場合にあつては、「労災保険年金等送金通知書」とあるのは「特別遺族年金送金通知書」と、「年金・労災就学等援護費・

	労災接護給付金」とあるのは「特別遺族年金」と						
	合計支払額	労災援護給付金	労災就学等援護費	労災保険年金			
	田	円	丑	円			
1 とあるのは							

3 「(注意事項)」については、上記の他、必要な事項を記述することができる。

特別

遺蒸蒸

年金

丑

とする。